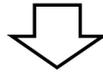


[ 都市計画提案制度運用フロー図 ]

( 1 ) 提案に向けた事前調整  
 都市計画素案等に係る事前相談の実施  
 都市計画素案、手続き等に係る助言指導  
 計画提案者の協力に基づく計画提案者・市・県等関係機関との事前調整  
 計画提案者から提案内容の地権者等への説明



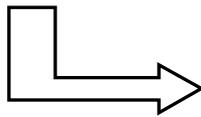
【都市計画の提案】  
 提案書などの提出書類等を受け付け、提案の条件を満たしているかどうかなどの確認を行います。



( 2 ) 県意見の反映等  
 提案内容等について神奈川県に対しての意見照会

都市計画決定等する必要性の有無を判断  
 B 評価検討会議の設置  
 右記の評価基準に照らし、評価・検討

( 3 ) 透明性・迅速性の確保  
 A 評価基準の明示  
 都市計画に関する基準への適合  
 まちづくりに関する方針への適合  
 周辺環境への影響に配慮  
 地権者等への十分な説明及び十分な理解 など。



提案を踏まえて、都市計画決定すると認める場合  
 ↓  
 都市計画案の作成  
 ↓  
 都市計画案の公告・縦覧  
 ↓  
 都市計画審議会への付議  
 ↓  
 都市計画決定

提案を踏まえて、都市計画決定の必要なしと認める場合  
 ↓  
 都市計画審議会に提案し、意見を聞く  
 ↓  
 都市計画決定せず  
 ↓  
 提案者にその旨・理由を通知

(  枠内は、法定手続きを、 枠内は、本市における提案制度の適正かつ円滑な運用を図るため、市独自に規定する手続きを示す。 )